

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

令和 7 年 3 月 31 日

月 曜 日

号 外(14)

目 次

規 則

○富山県土木建築工事費の前金払取扱規則の一部を改正する規則	1
-------------------------------	---

規 則

富山県土木建築工事費の前金払取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第33号

富山県土木建築工事費の前金払取扱規則の一部を改正する規則

富山県土木建築工事費の前金払取扱規則（昭和40年富山県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「に別に定める書類を添えて」を「を」に改める。

附則第 3 項中「から令和 7 年 3 月 31 日までの間に」を「以降、」に改め、「であつて、令和 7 年 3 月 31 日までに払出しをするもの」を削る。

様式第 1 号中「関係書類を添えて」を削り、

「工期	年 月 日から 年 月 日まで
工事着手年月日	年 月 日

を

「工期	年 月 日から 年 月 日まで
-----	-----------------

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県土木建築工事費の前金払取扱規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(管 理 課)